

2022年6月

ご契約者 サポート サービス のご案内

登録
無料

日本生命保険相互会社



お問合せ先

ニッセイコールセンター
0120-201-021 (通話料無料)

ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)
0120-147-369 (通話料無料)

【受付時間】月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ニッセイホームページ
<https://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

当サービスの内容等は
こちらからもご確認いただけます



お客様サービス部 文2022-077

「ご契約者サポートサービス」について

契約者様によるお手続きのお問合せが困難になった場合等に、
ご登録いただいたご家族*1(1名)に契約者様をサポートしていただけるサービスです。

*1 以下、「ご登録家族」と記載しております。

当サービスはご要望に応じて

家族連絡型

または

家族連絡・
代理手続型

からお選びいただけます。



※2022年6月より、「ご契約情報家族連絡サービス」はサービス内容を拡充し「ご契約者サポートサービス(以下、「当サービス」)」にリニューアルしました。既に「ご契約情報家族連絡サービス」にご登録いただいている場合は、同内容である当サービスの「家族連絡型」に移行しております。

「ご契約者サポートサービス」にお申込みいただくとこんな時でも…

ケース
1

契約者様が施設入居や
入院により、当社へお手続き等の
連絡をすることが困難な状況に!

ご登録家族が契約者様の
契約内容や必要な
お手続きについて
お問合せできます。



ケース
2

契約者様が認知判断能力の
低下により住所変更の
お手続きができない状況に!

ご登録家族が
契約者様の代理で
お手続きができます。*2

*2 [家族連絡・代理手続型]のみ対象。
なお、ご登録家族に代理手続さい
ただく際は、当社所定の診断書等
で契約者様の意思能力の確認等
をさせていただきます。



当サービスの特徴は次ページをご確認ください。

「ご契約者サポートサービス」の特徴

ポイント1

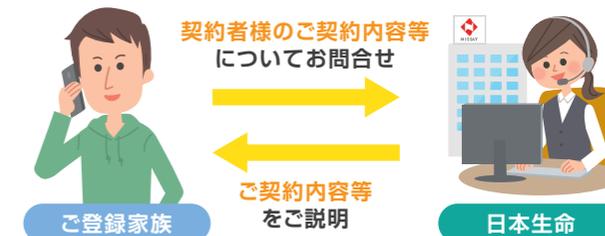
家族連絡型

家族連絡・
代理手続型

共通

ご契約内容および必要なお手続きについて
ご登録家族からお問合せ*3いただけます。

*3 お問合せ内容によっては、回答できない場合があります。



ポイント2

家族連絡型

家族連絡・
代理手続型

共通

ご登録家族宛に年1回、ご契約内容に
関する通知を送付いたします。*4

*4 お申込後には、契約者様・ご登録家族宛に
お手続き(登録)完了通知を送付いたします。
なお、通知の送付方法等を将来変更する場合があります。



ポイント3

家族連絡・
代理手続型

のみ対象

認知判断能力の低下等により、契約者様が
お手続きできなくなった場合、
ご登録家族が契約者様の代理で所定のお手続き
ができます。

代理対象
手続き(例)

- 契約者様の住所・電話番号変更
 - 契約貸付制度の利用
 - 契約者様が受取人となる死亡保険金の請求
 - 解約
 - 減額 等
- ※解約や減額等、お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になります。
※代理対象外手続き等、詳細はP6をご確認ください。



お申込みについては、事前にご家族間で相談のうえ、ご登録いただくご家族に同意を得ていただきますようお願いいたします。

当サービスのお申込方法やご利用方法は次ページをご確認ください。

お申込み・ご利用方法について

お申込方法

家族連絡型

家族連絡・代理手続型

共通

 **契約者様** によるお申込方法は、以下のとおりです。

 ニッセイホームページ内「ご契約者さま専用サービス」にてご自身でお手続き

または

 **ニッセイコールセンター** にご連絡*1

*1 コールセンターにて当サービスの内容を説明後、郵送または当社職員による訪問でのお手続きとなります。

ご契約内容等のお問合せ方法

家族連絡型

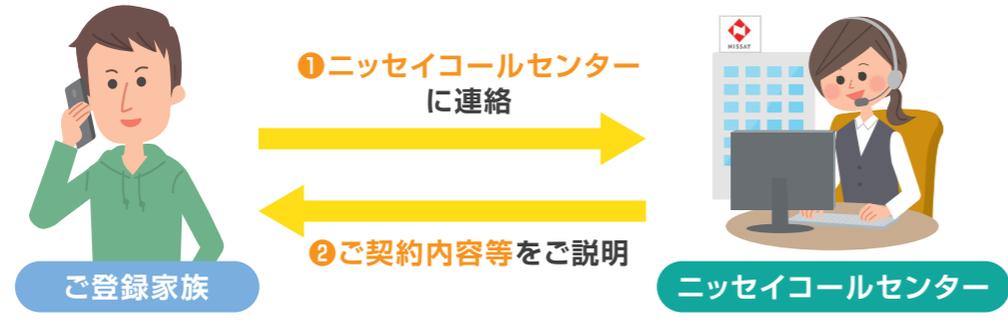
家族連絡・代理手続型

共通

 **ご登録家族** によるご契約内容等のお問合せ方法は、以下のとおりです。

① ご登録家族がニッセイコールセンターに連絡してください。

② 契約者様の情報の確認および、ご登録家族の本人確認後、ご契約内容等をご説明します。



お申込みやお問合せにあたっては、裏表紙のお問合せ先をご確認ください。

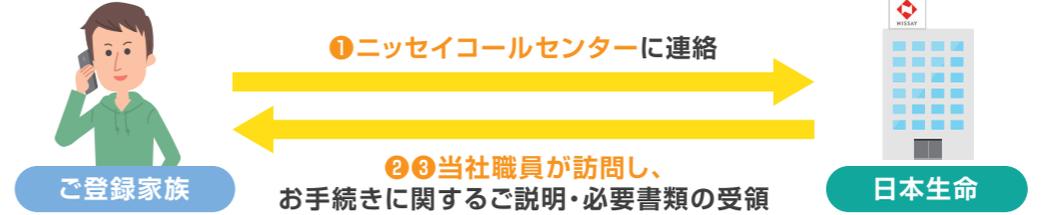
代理手続きの方法

家族連絡・代理手続型

のみ対象

 **ご登録家族** が契約者様の代理で所定のお手続きを行う方法は、以下のとおりです。

- ① ご登録家族がニッセイコールセンターに連絡してください。
- ② 当社職員が請求書類を持参のうえ訪問し、お手続きについてご説明します。
- ③ ご登録家族にて、請求書に必要事項を記入していただき、契約者様の意思能力の確認等のための当社所定の診断書等を当社職員に提出していただけます。



④ 当社にて意思能力の低下等が確認できた場合に、ご請求いただいたお手続きを行います。

 解約や減額等、お手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になります。

解約や減額等のお手続きで解約払戻金等が発生する場合は「契約者様の口座*2」へお支払いします。



*2 支払金額等、所定の条件を満たす場合、ご登録家族の口座にお支払いすることも可能です。

ご登録家族による代理手続きのご留意点等はP6をご確認ください。

「ご契約者サポートサービス」のお申込みにあたっては、

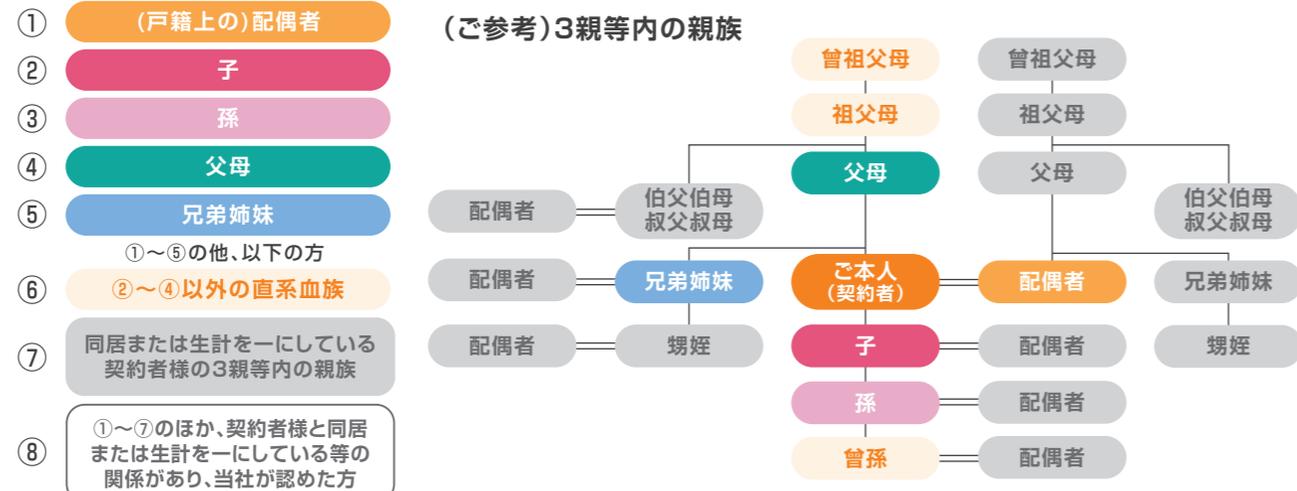
以下をご確認ください

家族連絡型

家族連絡・代理手続型

共通のご留意点

- 契約者様は、以下の範囲からご登録家族を1名登録できます。



※ご登録家族について、以下の情報をご登録いただくため、事前にご確認をお願いします。

1. 名前 2. 生年月日 3. 性別 4. (契約者様との)続柄 5. 住所 6. 電話番号

※ご登録家族が手続きを行うときにも、上記の範囲内であることが必要です。

契約の解約・名義変更等に伴い、ご登録家族によっては、代理でお手続きできない場合がありますのでご注意ください。

※スムーズにお手続きいただけるよう、指定代理請求人と同一人を登録することをおすすめします。

- 当サービスの対象となる契約は、ご加入いただいている当社の保険契約です。(企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等を除く。)
- 契約者様への各種通知が不着となった場合や、契約者様と連絡が取れない場合等に、当社からご登録家族へ連絡をすることがあります。
- ご登録家族が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、当サービスの提供を停止します。
- 当サービスの内容は2022年6月現在のものであり、将来変更・終了する場合があります。
- ご登録家族以外のご契約の関係者*1にも、ご契約内容等の情報を必要な範囲で提供する場合があります。

*1 ご契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者



- お申込みについては、事前にご家族間で相談のうえ、ご登録いただくご家族に同意を得ていただきますようお願いいたします。
- ご検討にあたっては、P8～11の「ご契約者サポートサービス規程」を必ずご確認ください。

家族連絡・代理手続型

のご留意点

- [家族連絡・代理手続型]に申込み場合、保険契約者代理特約(P12～14)の締結を要します。また、[家族連絡型]への変更やサービスの停止をする場合、保険契約者代理特約を解約することを要します。

- 認知判断能力の低下等によって契約者様が手続きできなくなった場合、ご登録家族(保険契約者代理特約における「保険契約者代理人」)が代理で次の手続きを行うことができます。*2

- 保険契約者が行うことができる手続き
- 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き
- 当社所定の特約の付加等の申出

ただし、次の手続きは行うことができません。

- 保険金等の受取人の変更の請求
- 保険契約者の変更の請求
- 健康状態の告知を要する手続き
- 保険契約者代理人の変更指定の請求
- 指定代理請求人の指定または変更指定の請求
- 指定代理請求人が代理することができる手続き

代理対象 手続き(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約者の住所・電話番号変更 ● 契約貸付制度の利用 ● 契約者が受取人となる死亡保険金の請求 ● 減額 ● 解約 等
代理対象外 手続き(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 受取人変更 ● 復活 ● 増額 ● 契約者変更 ● 保険契約者代理人の変更 ● 指定代理請求人の変更 等

*2 成年後見制度を利用している場合は、代理対象手続きを行うことができません。

- 保険契約者代理人が手続きを行う場合、当社所定の診断書等で保険契約者の意思能力の確認等を行います。
- 解約や減額等、手続きの内容によっては、保険金等の受取人の同意等が必要になります。
- 保険契約者代理人に代わって、保険契約者代理人の親権者や後見人等が代理対象手続きを行うことはできません。
- 代理対象手続きを行った保険契約者代理人に解約払戻金や死亡保険金等をお支払いした場合、その後、重複してその解約払戻金や死亡保険金等をご請求いただいてもお支払いできません。
- 次の場合、保険契約者代理人として代理対象手続きを行うことができません。
 - 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅する場合
 - 保険金等の受取人その他の利害関係者の同意を得ること等を当社が求めた場合で、その求めた事項を行うことができなかったとき 等



- 現在指定されている受取人等に変更の必要がないか、事前にご確認をお願いします。
- [家族連絡・代理手続型]のご検討にあたっては、P12～14の「保険契約者代理特約」も必ずご確認ください。

よくあるご質問

Q 申込みをした後、途中で登録内容の変更やサービスの停止はできますか？

A 契約者様からのご請求により、変更・停止をしていただけます。
お手続きの際はニッセイホームページ内の「ご契約者さま専用サービス」にてお手続きいただくか、ニッセイコールセンターへご連絡ください。

Q サービスの申込みについて、家族間で相談が必要な理由は？

A 当サービスはご契約内容の開示等ができますが、ご登録いただけるご家族は1名のため、家族間でどなたをご登録するかをご確認いただきたいためです。
また、ご登録家族にはお申込後と年1回、通知が送付されることや[家族連絡・代理手続型]はご登録家族が契約者様の代理でお手続きを行うことができる等の内容を事前に把握していただきたいためです。

Q ご契約者サポートサービス[家族連絡・代理手続型]と指定代理請求制度の違いは？

A 以下の違いがございます。
■ご契約者サポートサービス[家族連絡・代理手続型]（**保険契約者の代理**）
保険契約者が認知判断能力の低下等により、**住所変更や解約・減額等所定のお手続きができない場合に、ご登録家族が保険契約者に代わってお手続きを行うことができます。**

■指定代理請求制度（**被保険者の代理**）
被保険者ご自身が受取人となる保険金等について、**被保険者ご自身が請求できない場合に、指定代理請求人が被保険者に代わって請求することができます。**

なお、スムーズにお手続きいただけるよう、指定代理請求人と同一人をご登録家族に登録することをおすすめします。

この機会にご確認ください！

被保険者に万一のことが起こった際、指定代理請求人が既にご高齢だった場合、スムーズに請求ができないケースが発生しております。
滞りなく保険金等をご請求いただくためのご準備として、指定代理請求人をお子様世代の方へ変更することをおすすめします。
また、当サービスのご登録家族も同様にお子様世代の方をご登録いただくことをおすすめします。



ご契約者サポートサービス規程（旧 ご契約情報家族連絡サービス規程）

平成27年10月1日制定
令和4年6月20日改正

本規程は、日本生命保険相互会社(以下、「会社」といいます。)が運営・提供するご契約者サポートサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条(用語の定義)

- 次の各号に定める者を「保険契約者等」といいます。
 - 会社の保険契約における保険契約者
 - 据置支払を選択した保険金等の受取人
 - 年金開始後の年金受取人
 - 保障内容の変更取扱いに関する特則に定める承継保険契約者
 - 継続サポート年金支払期間中の継続サポート年金の受取人
 - 第1号から第5号に定めるほか、会社の定める者
- 本サービスの申込みにあたり、保険契約者等が登録した者を「登録家族」といいます。
- 登録家族の登録を行った保険契約者等を「登録済契約者」といいます。
- 保険契約者等が第1項第2号に該当する者である場合は本規程での保険契約を保険金据置契約と、第1項第3号に該当する者である場合は本規程での保険契約を年金開始後契約と読替えます。

第2条(サービス概要)

- 本サービスは、保険契約者等のうち、会社の認めた原則70歳以上のお客様が利用できます。ただし、企業・団体向け商品、金融機関窓口販売商品等は本サービスの対象ではありません。
- 保険契約者等は、本サービスの申込みにあたり、[家族連絡型]または[家族連絡・代理手続型]のいずれかを選択できます。なお、いずれかの型を選択後に、別の型に変更することもできます。
- 会社は、登録家族に対して、以下の場合に連絡をすることがあります。
 - 大災害発生時やご高齢の方などへの現況確認等において登録済契約者と直接の連絡がとれず、登録済契約者および被保険者の安否確認・緊急連絡が必要な場合
 - 以下の手続きにおいて、会社が知った最終の登録済契約者の住所および通信先を用いても登録済契約者および被保険者と連絡がとれず現況確認が必要な場合
 - 満期保険金の支払い
 - 年金の支払い
 - 据置生存給付金(満期時)・据置生存保険金(満期時)の支払い
 - 年金繰延期間満了時・据置満了時の支払い
 - 据置保険金(満期時)の支払い
 - 主契約更新(満了)時の支払い
 - その他会社が必要と認めた手続き
 - 会社の保険商品のご紹介や会社所定のサービスのご案内を行う場合
- 会社は、登録済契約者の権利行使を補助するために必要な場合に、登録家族に対し、登録済契約者の以下の項目を開示します。
 - 保険契約の特定に必要な項目
 - 保険契約の内容に関する項目
 - その他会社が必要と認めた項目
- 会社は、登録済契約者の権利行使の補助を目的として、登録家族に対し、前項各号に定める内容を開示するための通知物を定期的に送付します。
- 前項の規定により、会社が登録家族に対し通知物を送付し、会社が知った最後の登録家族の住所に当該通知が到達しなかった場合には、会社は、それ以降登録家族宛に当該通知物を送付しません。
- 通知物の送付先は日本国内の住所に限ります。
- [家族連絡・代理手続型]の場合は、登録家族が登録済契約者の権利を行使することができます。

ご契約者サポートサービス規程 (旧 ご契約情報家族連絡サービス規程)

第3条(家族情報の登録・変更・削除について)

1 保険契約者等は、会社の定めるところにより、保険契約者等ごとに登録家族を原則以下のいずれかに該当する者から1名登録することができます。

(1) 次の範囲内の者

- ① 保険契約者等の戸籍上の配偶者
- ② 保険契約者等の直系血族
- ③ 保険契約者等の兄弟姉妹
- ④ 前②③のほか、保険契約者等と同居し、または、保険契約者等と生計を一にしている保険契約者等の3親等内の親族

(2) 前号のほか、次の範囲内の者で、本サービスの登録家族として適当であると会社が認めた者

- ① 保険契約者等と同居し、または、保険契約者等と生計を一にしている者
- ② 保険契約者等の財産管理を行っている者
- ③ 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人、後継年金受取人、育英年金受取人または後継保険契約者
- ④ その他前①から③までに掲げる者と同等の関係にある者

2 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、第4項第2号に定める情報を正確に登録することを要します。

3 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、保険契約者等の連絡先等の個人情報を登録家族が会社に開示することについて同意することを要します。

4 保険契約者等は、本サービスの提供を受けるため、以下の事項について、登録家族として登録する者の同意を得ることを要します。

(1) 本サービスを利用すること

(2) 以下の情報を「登録家族に関する情報」とし、これを会社へ開示・登録すること

- ① お名前
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ (保険契約者等との)続柄
- ⑤ 住所
- ⑥ 電話番号

(3) 会社より連絡を行う場合があること

(4) [家族連絡・代理手続型]の場合は、登録済契約者の権利を登録家族が行使可能なこと等、保険契約者代理特約に定める内容を理解していること

5 登録済契約者は、登録家族に関する情報に変更があった場合は、登録家族の同意を得たうえで、直ちに会社に通知することを要します。また、登録家族に関する情報の変更は、登録家族本人から直接会社に通知があった場合、会社は変更があったものとして取扱います。

6 登録済契約者は第1項に定める範囲内で、登録家族を変更することができます。

7 登録家族が第1項に該当しなくなった場合は、登録済契約者は直ちに会社にサービスの停止または第1項に該当する別の者への変更を申出することを要します。

8 登録済契約者は、登録家族が登録情報の削除を希望する場合は、会社にサービスの停止または第1項に該当する別の者への変更を申出することを要します。また[家族連絡型]の場合は、会社は登録家族から登録の削除申出があったときには、当該情報を削除することがあります。

第4条([家族連絡・代理手続型]を選択した場合の特則)

保険契約者等が[家族連絡・代理手続型]を選択した場合、次の各号のとおり取扱います。

(1) 保険契約者等は、保険契約者代理特約を締結することを要します。代理対象手続きの詳細については保険契約者代理特約に記載のとおり取扱います。

(2) 本サービスの利用の停止を申出する場合または[家族連絡型]に変更する場合、保険契約者等は、保険契約者代理特約を解約することを要します。

(3) 登録家族は、保険契約者代理特約の保険契約者代理人と同一人であることを要します。

(4) 次条(利用期間)第2項第2号に該当したことにより会社が本サービスの提供を停止した場合、登録家族と同一人である保険契約者代理人は、保険契約者代理特約に定める代理対象手続きを行うことはできません。この場合、保険契約者代理特約は消滅したものととして取扱います。

第5条(利用期間)

1 本サービスは、保険契約者等が所定の手続きにより会社へ登録家族を登録した時点から開始します。

2 会社は、次の各号のいずれかに該当した場合、本サービスの提供を停止します。

(1) 登録済契約者が会社所定の手続きにより、本サービスの利用の停止を申出たとき

(2) 登録済契約者または登録家族が次のいずれかに該当する場合

- ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④ 登録済契約者または登録家族が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(3) 登録家族が登録されている保険契約について、以下のいずれかにより登録済契約者の情報が消滅したとき

- ① 解約・死亡保険金支払等により保険契約が消滅したとき
- ② 登録済契約者と年金受取人が異なる場合で年金の受取りが開始したとき
- ③ 登録済契約者と継続サポート年金の受取人が異なる場合で、継続サポート年金支払期間が開始したとき
- ④ 登録済契約者が、保険契約者等の変更を行ったとき

(4) [家族連絡型]については、登録家族から登録情報削除の申出があり、登録情報を削除したとき

(5) その他会社が必要と認めたとき

3 前項の規定により本サービスの利用を停止した場合、または第3条第6項、第7項もしくは第8項の規定により登録済契約者が登録家族を変更した場合、登録済契約者から登録家族へ連絡するものとし、会社は既に登録されていた登録家族に登録が取消された旨を通知しません。

4 第2項の規定(ただし第2号に該当する場合を除く)により本サービスの利用を停止した場合でも、登録されていた登録家族の情報を第2条第3項第1号の場合や、保険契約者等および被保険者の身体・生命・財産の保護のために必要な場合において使用することがあります。

5 保険契約者等が加入された保険契約において、被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報(保険契約者等を同一とする全ての保険契約の内容や契約状態等)提供につき、別途保険契約者等の同意があるときは、本サービスの利用を停止した場合でも、同意のあった情報の提供を行うことがあります。

第6条(本サービスの中断および停止)

1 会社は、次の場合には、事前に通知することなく本サービスの全部または一部を中断することがあります。

(1) 本サービスの提供に必要な設備等の保守・点検を行う場合、または当該設備等に障害が発生した場合

(2) 天災・災害その他のやむを得ない事由により本サービスの提供ができない場合

(3) その他、会社が本サービスを中断する相応の事由があると判断した場合

2 登録済契約者は、会社が交付した通知または書類が、偽造・盗難・紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、速やかに会社に通知することを要します。この通知を受けたときは、直ちに本サービスの停止措置を講じます。

第7条(会社の免責)

保険契約者等が第3条第2項、第5項または第7項の規定に反したときは、そのために生じた保険契約者等および登録家族にかかる損害については、会社は責任を負いません。

ご契約者サポートサービス規程 (旧 ご契約情報家族連絡サービス規程)

第8条(規程の変更、廃止)

- 1 会社は、保険契約者等の事前の承諾なしに本規程の内容を変更または廃止できるものとします。この場合、会社は変更内容および変更日(廃止する場合は廃止日)を通知もしくは公告し、または会社のインターネットホームページ等において告知します。
- 2 前項の場合、変更日以降は変更後の本規程を適用し、廃止日以降は本規程の適用を終了します。

第9条(情報の利用)

会社は、保険契約者等の保険契約等の内容、登録家族に関する情報、本サービスの利用に係る過程で知り得た情報を、以下の目的で利用します。また、会社が、関連会社、提携会社である他の保険会社の代理店として取扱う保険商品のご提案に必要な範囲で当該他の保険会社と共同で利用する場合があります。

- (1)各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3)会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

なお、会社におけるお客様に関する情報の取扱いについては、ニッセイホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご覧ください。

第10条(被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への情報提供)

会社は、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、保険契約者等を同一とする全ての保険契約の契約内容や契約状態等の情報を、保険契約者等を同一とする全ての保険契約の被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

第11条(旧ご契約情報家族連絡サービスについて)

令和4年6月19日以前にご契約情報家族連絡サービスに登録いただいた方は、令和4年6月20日をもって本サービスの[家族連絡型]に移行されます。

保険契約者代理特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者が会社の定める手続きを行なうことができない会社所定の事情がある場合に、保険契約者に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した保険契約者代理人が手続きを行なうことを可能とするための特約です。

第1条(特約の締結)

- 1 この特約において「保険契約者」とは、保険契約者のほか、つぎの各号に定める者を含むものとします。
 - (1)保険契約者の権利および義務のすべてを承継した者がいる場合は、その者(この場合、承継前の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。)
 - (2)保険金等が据え置かれている場合のその保険金等の受取人または保険金等が年金によって支払われている場合の年金受取人(この場合、元保険契約の保険契約者は、この特約における「保険契約者」には含まれません。)
 - (3)その他保険契約者に準じる者であると会社が認めた者
- 2 この特約は、保険契約者の申出により、次条(適用対象契約)に定める適用対象契約締結の際または適用対象契約締結の後、会社の定める範囲内で締結します。

第2条(適用対象契約)

この特約が締結されている場合、この特約は、会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が保険契約者となる保険契約(以下、「適用対象契約」といいます。)のすべてに適用されるものとします。この場合、この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約¹にもこの特約は適用されるものとし、この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約²にはこの特約は適用されないものとします。

第3条(保険契約者代理人の指定および変更指定)

- 1 この特約が締結された場合、保険契約者は、会社の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定して下さい(本項により指定された者を、以下、「保険契約者代理人」といいます。)。ただし、保険契約者が法人である場合または保険契約者が2人以上いる場合を除きます。
 - (1)つぎの範囲内の者
 - (ア)保険契約者の戸籍上の配偶者
 - (イ)保険契約者の直系血族
 - (ウ)保険契約者の兄弟姉妹
 - (エ)前(イ)(ウ)のほか、保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

■備考

1. この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約
「この特約の締結後に適用対象契約となった保険契約」とは、この特約を締結した者が新たに保険契約を締結したことや保険契約者の権利および義務のすべてを承継したこと等により、会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が新たに保険契約者となった保険契約をいいます。
2. この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約
「この特約の締結後に適用対象契約ではなくなった保険契約」とは、この特約を締結した者が保険契約者の権利および義務のすべてを承継させたこと等により会社の定める保険契約においてこの特約を締結した者が保険契約者ではなくなった保険契約や、解約等により適用対象契約が消滅した場合のその保険契約をいいます。

保険契約者代理特約

- (2)前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険契約者のために次条(保険契約者代理人による手続き)第1項に定める代理対象手続きを行なうべき適当な関係があると会社が認めたる者
- (ア)保険契約者と同居し、または、保険契約者と生計を一にしている者
 - (イ)保険契約者の財産管理を行なっている者
 - (ウ)適用対象契約のいずれかの死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人、後継年金受取人、育英年金受取人または後継保険契約者
 - (エ)その他前(ア)から(ウ)までに掲げる者と同等の関係にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の同意を得て、前項に定める範囲内で、保険契約者代理人を変更指定することができます。

第4条(保険契約者代理人による手続き)

- 1 保険契約者代理人が行なうことができる手続き(以下、「代理対象手続き」といいます。)は、つぎの各号に定めるとおりとします。
- (1)つぎに定める手続きとします。
- (ア)適用対象契約の普通保険約款および特約または特則の約款(以下、「約款」といいます。)に定める保険契約者が行なうことができる手続き
 - (イ)保険契約者と保険金等(適用対象契約の約款に定める保険給付をいい、その名称の如何を問いません。以下、同じ。)の受取人(死亡時支払金受取人を含みます。以下、本号において同じ。)が同一人である場合における、適用対象契約の約款に定める保険金等の受取人が行なうことができる手続き
 - (ウ)会社の定める特約または特則の付加等の申出
- (2)前号の規定にかかわらず、つぎに定める手続きを除きます。
- (ア)保険金等の受取人、死亡時支払金受取人、後継年金受取人または後継保険契約者の変更の請求
 - (イ)保険契約者の変更の請求
 - (ウ)告知を要する手続き
 - (エ)保険契約者代理人の変更指定の請求
 - (オ)指定代理請求人の指定または変更指定の請求
 - (カ)適用対象契約の約款に定める指定代理請求人が代理することができる手続き
- 2 保険契約者が代理対象手続きを行なう意思表示が困難であると会社が認めるときその他の代理対象手続きを行なうことができない特別な事情があると会社が認めるときは、前条(保険契約者代理人の指定および変更指定)の規定により保険契約者が指定または変更指定した保険契約者代理人が、保険契約者の代理人として代理対象手続きを行なうことができます。
- 3 保険契約者代理人が代理対象手続きを行なう場合、保険契約者代理人は手続き時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
- 4 保険契約者代理人が代理対象手続きを行なう場合、会社は、保険契約者代理人に対し、保険金等の受取人その他の利害関係人の同意を得ること等を求めることがあります。
- 5 第2項の規定により保険契約者代理人が行なった手続きは、保険契約者に対してその効力を生じます。
- 6 第2項の規定により、会社が保険契約にもとづく支払金を代理対象手続きを行なった保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその支払金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 本条の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、その時における保険契約者代理人は代理対象手続きを行なうことができません。
- (1)保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由(保険料の払込の免除事由を含みます。)を生じさせたとき
 - (2)保険契約者代理人が故意に保険契約者を第2項に定める代理対象手続きを行なうことができない状態に該当させたとき
 - (3)保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権が消滅するとき
 - (4)保険契約者代理人が第4項の規定により会社が求めた事項を行なうことができなかったとき

第5条(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

この特約が締結されている場合には、保険契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、適用対象契約の約款に定める者に通知するほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

第6条(請求の手続き)

- つぎの各号の手続きを行なう場合は、必要書類(別表1)を会社に提出して下さい。
- (1)第3条(保険契約者代理人の指定および変更指定)に定める保険契約者代理人の変更指定の請求
 - (2)第4条(保険契約者代理人による手続き)に定める保険契約者代理人による代理対象手続き
 - (3)第8条(特約の解約)に定める特約の解約の請求

第7条(特約の消滅)

すべての適用対象契約が適用対象契約ではなくなった場合には、この特約は消滅します。ただし、最後の適用対象契約が保険契約の見直しに関する特約により新しい保険契約に見直されるときは、この特約は消滅しないものとします。

第8条(特約の解約)

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

別表1 必要書類

項目	必要書類
1. 保険契約者代理人による手続き (保険契約者代理特約第4条)	(1)代理対象手続きの対象となる手続きの請求書類 (2)保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 (3)保険契約者代理人の住民票 (4)保険契約者代理人本人であることを確認できる会社所定の書類 (5)代理対象手続きの対象となる手続きを行なうことができない特別な事情の存在を証明する書類 (6)保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7)保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2. 保険契約者代理人の変更指定 (保険契約者代理特約第3条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
3. 特約の解約 (保険契約者代理特約第8条)	(1)会社所定の請求書 (2)保険契約者本人であることを確認できる会社所定の書類
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	